

第6回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 平成27年7月8日(水) 午前10時27分～午前12時14分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 会議室

3 出席者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 小川 一茂

委員 坂井 希千与 委員 三上 喜美男

(2) 事務局

事務局長 土井 義和 総務課長 堀 勤一 給付課長 北出 美穂

給付課課長補佐 堀 信也 他

4 議 題

(1) 報告事項

平成26年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

(2) 審議事項

社会保障・税番号制度の導入に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検

5 傍聴人 なし

6 議事の要旨

(1) 報告事項

平成26年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

(事務局) 平成26年度の情報公開制度の運用状況は、請求件数が1件、これに対して部分公開が1件であった。これは平成26年度にレセプト二次点検業務の委託業者決定をプロポーザル方式で実施した際の入札参加業者の点数や提案内容、結果等の開示を請求されたものである。開示に当たっては、プロポーザルの提案内容、個人情報、応募業者名等を伏せて、開示した。

次に、個人情報保護制度の運用状況についてであるが、開示請求とは被保険者本人からの請求によるものである。平成26年度は、請求件数が10件、これに対して開示が7件、不開示が2件、取下げが1件であった。不開示の2件

は被保険者の遺族からの請求であったが、開示請求対象が他の遺族が提出した申請書類であったため、不開示としている。訂正請求及び利用停止請求はなかった。

次に、診療報酬明細書等の開示依頼（遺族等）の状況についてであるが、これは、被保険者本人からではなく、遺族からの依頼に基づくものである。この運用は、広域連合の後期高齢者医療診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領に基づき行っている。

平成26年度は、依頼件数が15件、これに対して開示が14件、不開示が1件であった。不開示の1件は開示依頼対象が5年以上前のものであり、取扱要領の第2条で「レセプトは診療月より3か月を経過した月の初日から起算して5年を経過した日以降は、開示の請求、依頼はすることができない」としていることから、不開示としたものである。

次ページの参考資料は、当広域連合の条例に基づき、当広域連合のホームページ上に公表しているものである。

(2) 事務局

社会保障・税番号制度の導入に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検

(事務局) 特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらに、このような措置が、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものである。

個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義されており、それらを検索できるように体系的に編集したものが特定個人情報ファイルである。

特定個人情報ファイルを保有しようとする者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務づけられている。

全項目評価を行う場合には、外部の有識者のご意見をお伺いする第三者点検をあわせて実施することとされているので、ご審議をお願いしたい。

(事務局) ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）を基に説明。

・特定個人情報保護評価書 第三者点検チェックシート（案）を説明。

チェックシートの記載の仕方については、「審査の観点における主な考慮事項」のうち、主要な項目を次ページ以降に記載している。必要があれば、当該項目ごとに参考事項もあわせてご覧いただき、項目ごとに「十分である」または「課題が残されている」のどちらかを○でご記入いただきたい。ご意見やご指摘事項があれば

、特記事項欄に記入をお願いしたい。また、主要な項目以外の項目や全体を通してのご意見、指摘事項がある場合は、総合意見欄にご記入いただきたい。

このシートの提出については、広域連合から各委員宛に送付するチェックシートのワードデータにご記入いただき、7月13日（月）午前中までに電子メールにて事務局あてまで送付いただきたい。いただいたチェックシートは事務局で取りまとめの上、7月14日（火）の審査会で提出する。

審査の観点としては、適合性と妥当性で大きく分かれている。適合性の大部分については、個人による判断のブレというのはあまりないと考えている。例えば、

【1】しきい値判断に誤りはないかというところであるが、これについては判定フローがあるので、それに沿って、兵庫県広域連合の被保険者数が何人かというところで判断をしていただきたい。

【2】実施時期が適切かどうかについては、特定個人情報ファイルを保有しようとする前に実施しなければならないということと、具体的には情報システムで特定個人情報ファイル进行处理するので、情報システムがどのようになっているかというところで、標準システムというパッケージシステムを使っているの、それを適用する場合はノンカスタマイズでシステムへの適用を実施する前まで、パッケージをカスタマイズして使用する場合はカスタマイズ開発を実施する前までということである。標準システムのリリース時期は27年7月末が予定されているので、それまでに特定個人情報保護評価を終える必要がある。

【3】住民の意見聴取については、パブリックコメントを実施した結果、提出された意見はなかった。

【4】評価書の記載項目については、当該評価書で求められる全ての項目について検討し記載しているかという観点で見いただきたいが、特定個人情報保護委員会が全項目評価書の様式を定め、公表をしている。

例えば、全項目評価書の想定されるリスクなども、この様式の中に、あらかじめ記載がある。また、広域連合が作成している評価書については、国（厚生労働省）が提供したテンプレートをもとに各広域連合がそれぞれの評価書を作成するというような形で取り組みが行われている。ひな形であるテンプレートそのものは、埼玉県の広域連合が事務モデルになっており、当広域連合では、それをもとに兵庫県版を作成している。※印のところは、基本的には、全国共通の部分が多いということであり、埼玉の事務モデルを使ったテンプレートについても、厚生労働省が国の特定個人情報保護委員会と事前調整を行って、この記載レベルであれば十分であるという確認がとられているものである。

妥当性については、基本的には特定個人情報を取り扱う事務や使用するシステムについて、それぞれの観点が、十分であるか、課題が残されているかというようなところをチェックしていただきたいと考えている。

チェックシート4ページは、ファイルを取り扱うプロセスということで、評価の対象となる事務の実態に基づき、リスクを特定しているかということについてチェックをお願いしたいということで、評価書の重要と思われるリスクを抜き出している。

5ページと6ページはそれぞれの特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について、それぞれごとに記載されている措置が十分であると判断されるのか、また、課題が残されていると判断されるのかというところでチェックをお願いしたい。

その他、ご意見、ご指摘等があれば総合意見欄にご記入の上、ご提出いただきたい。

(会 長) 何か質問、意見はあるか。

(委 員) しきい値の意味を説明いただきたい。

(事務局) 特定個人情報保護評価については、評価項目のレベルに応じて基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価がある。どのレベルの評価を行えばよいかと判断するのが、しきい値判断と呼ばれるもので、対象人数で判断が分かれる。1,000人以上1万人未満であれば基礎項目、30万人以上であれば全項目になる。1,000人未満は特定個人情報を取り扱う事務であっても、評価が事務づけられるものではないとなっている。

概要の10ページ、フローチャートで該当レベルが判断できる。

(会 長) ということは、記載されている対象人数を信じたら、(評価レベルは)自動的に決まるということか。

(事務局) そうである。

(会 長) それでは、対象人数が正しいかどうかはどのように判断すればよいか。

(事務局) 例えば、住民基本台帳事務を行うときは、住民基本台帳に登載されている住民の数ということになるので、住民基本台帳人口とほぼイコールとなる。それが、例えば、30万人以上の市であれば、全項目評価書を実施すると判断する。兵庫県の広域連合の場合は、被保険者数だけで約66万人のため、30万人を超過しており、全項目評価書になる。

(委 員) 評価項目の評価する対象によって人数が違ってくるので、例えば、全項目評価書の中を見ると、個人情報ファイルの概要でそれぞれ様々な項目があるが、「②対象となる本人の数」に係ってくるということか。

(事務局) そうである。評価書で見るのであれば、そこが何人以上になっているかということも判断基準の一つになる。

(委 員) 1番の特定個人情報ファイル名のところであれば、10万人以上100万人未満となり、3になるのか。

(事務局) 先ほど、分かりやすくするために、例として被保険者数(約66万人)を出

したが、実際には、同じ世帯に属する方、世帯構成員の方も事務で取り扱うため、評価書の個人情報ファイルの概要は13ページにあるように、対象となる本人の数は100万人以上1,000万人未満である。

(委員) それで100万人を超えるということか。

(事務局) そのとおり。世帯構成を含めると200万人ぐらいである。

(委員) ということは基礎項目評価と全項目評価書になるということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 了解した。

(委員) 電子媒体を用いての移送の電子媒体とは何か。

(事務局) LTOという磁気テープのようなものである。容量がとても大きいですが、媒体自体の価格が非常に安価であり、大量のデータをバックアップするとき使用する。国保団体連合会には、標準システムのデータの相当部分を渡す関係で、非常に容量が大きいので、LTOを使用している。

(委員) セキュリティの面でいえば、フラッシュメモリーと比べて安全性は高いのか。

(事務局) フラッシュメモリーにもいろいろ種類があるが、代表的なフラッシュメモリーと思われるUSBメモリーの場合、非常にサイズが小さいにもかかわらず容量があるので、紛失や漏えいの可能性が高い。LTOはかなり大きく、ケースに入れて移送し、使用しないときは鍵、電子ロックがかかるサーバー室に保管している。サーバー室から取り出すには、認証が許されている者しか入れない。鍵付のケースに入れて、たとえ近所でも移送し、受領記録も全部取っているので、その点では、LTOでやり取りしているのは、人の目にもつきやすいというところで、監視の目があると判断している。

(委員) 読み書きするにも特別な機械が要るのか。

(事務局) LTOを読み取りできるドライブ装置が必要になる。一般的なパソコンの装置ではない。

(委員) 災害時のバックアップとして、遠隔地にデータを保管しているのは、具体的にはどのあたりに何か所か。

(事務局) 滋賀県近江八幡市の、土地の地盤が堅固で、河川からも離れている等、ある条件を備えたところである。実態として多くの自治体がそこへ預けている。大阪にもデータセンターがあるが、津波に弱いようなところがあるので、そこ(滋賀県近江八幡市)に集中して保管されているようである。

(委員) それは、公的な機関か。

(事務局) 違う。民間企業である。

(委員) そこは、災害リスクは他のところよりも少ないということだろうが、自然災

害だけでなく、原発事故による災害など新たな災害ということを考えると、大阪と比べてリスクは低くても、他のリスクが高いと、色々な別の事情も加味できるかとは思いますが、ここだけでいいのかというようなことは検討したり、あるいは分散して置くとか、そういうことは検討されているか。

(事務局) 例えば、神戸市であれば、滋賀県の近江八幡市はまだ100キロメートル程度と近いほうだが、全国で見ると、必ずしも適した立地の建物等がそばにない自治体は、相互保管といい、離れた自治体同士で協定を結んで、お互いに持ち合うという実例はあるが、それでも、やはり、預かったからには、こちらが管理責任を持たないといけない。例えば、そういうこともあるので、そこは、委託できる適切な事業者があれば、委託するほうが望ましいというところで、この近隣では比較的、堅牢な土台であるとか建物であるとか、立地条件であるとかを備えているのが、ある特定の1社ぐらいしか、今のところないので、比較検討した結果、そこに委託して保管してもらおうのが、一番妥当であろうというのが今の判断である。

(委員) 了解した。

(会長) それはさくらケーシーエスにあるサーバーのバックアップとは関係ないのか。

(事務局) それである。さくらケーシーエスのデータセンターでバックアップをしたLTO媒体を、実際に、滋賀県に移送してもらっている。その移送や保管を再委託している形になっている。

(会長) それでは、そこに置いているという判断は、さくらケーシーエスの判断であって、そういう判断をこちらが受け入れているということか。

(事務局) そうである。遠隔地で保管するという仕様にしたときに、さくらケーシーエスから保管先の再委託の許諾を求めてきたのに対して認めている。

(会長) チェックシートについて、何かご意見はないか。

チェックシートの内容そのものでなくて、記載の仕方のところで、十分であるか、課題が残されているかのどちらかを○で囲んでくださいというのは、どういうふうにして○で囲んだらよいか。手書きか。媒体は何か。

(事務局) ワードのファイルに作成しているので、図形で○を選択して、どちらかの上に張りつけていただく。期限に間に合うのであれば、例えば、紙に手書きで書いて、郵送いただいても、差し支えないが、簡便な方法としては、やはり、電子メールが一番簡便であろうということで、そういう書き方にしている。

(会長) ただ、ワード上で図形に○をつけるは、保存や再度開くと、つけた場所がずれているということが結構ある。

(事務局) では、チェックボックスをつける様式に改めて、クリックして選択していただけるように修正をする。

(会長) それが一番安全だと思う。

(会 長) 全項目チェックの中で、十分であるというのと、特に力を入れているというのは、どういうふうに判断したらよいか。

(事務局) それは、国の特定個人情報保護委員会が様式を提供したときに、既にそういう項目設定がされており、我々は評価実施機関という位置づけであるので、意識的に、かなり取り組みに力を入れているのがあったら、そういうことが表現できるように項目をつくっていただいているものと理解をしている。

(会 長) 全部が十分であるということで、控え目に自己評価をされているのかというふうには、感じたが。

(事務局) 外向けに、ここまでやっていますと、ちょっと力を込めて言えるところまではさすがにいないだろうなというところで、そのような自己評価をしている。

(会 長) 了解した。

ほか、何かあるか。また、チェックシートの様式は、これでよいか。

それでは、私のほうからもう一つ、このチェックシートがいいとして、これを処理して報告を上げるときには、どういう形になるのか。このチェックシートで集めたデータをそのままの形で報告するのか。

(事務局) 報告させていただく際には、集計した結果として、御意見があれば、これに対しては、こういう御意見がありましたとさせていただく予定である。

(会 長) それはフォーマットは決まっているのか。

(事務局) それはまだ決めていない。

(会 長) それは、こちらで独自で決めればよいということか。

(事務局) 基本的には、もう、ほとんどこのまま出す格好になると思う。案をとって、御意見いただいて、修正があれば修正をして、その修正でよいとなれば、国へ届け出するが、基本的にはこのファイル形式が、指定されているので、それに記載を行っている。

(事務局) 修正もそれに施してそのまま出すという、仕組みとしては、国の特定個人情報保護委員会は、全国の地方公共団体から届け出なりを受け付けるので、例えば、電子メールや郵送ということになると、事務が大変煩雑になるので、受け付けシステムというか、管理システムをつくっている。我々にID、パスワード等が付与されており、そのシステムにログインして、所定のファイル形式で、そのシステムに送ると国に届け出たことになるというものである。

(会 長) どうして、聞いているかというのと、このチェックシートは国への報告事項のすべてが網羅されているのかということである。

国には、例えば、100項目報告しなければいけない。ところが、これを集約したら98項目しかなくて、2項目抜けているというようなことはないかということ。要するに、チェック項目だけで十分であるのか。

(事務局) 国のほうから、評価書を見るときに、見る観点が指針という形で出されている。その観点で言うと、指針に書いてあることが全部満たされているかどうか、そう

という言い方にはなるが、それをブレイクダウンするととても細かいものになってしまうので、主要な項目、ここを押さえておいて、中心に見ていただければと。それ以外に細かいことでも、これはおかしいとか、これはこうしたほうが良いということであれば、総合意見で補っていただくような考え方で整理はさせていただいている。

(会 長) 了解した。

(事務局) 事前説明の際の資料の特定個人情報保護評価の概要。評価の概要という平成26年9月特定個人情報保護委員会事務局作成のA4横長の資料の9ページ。

これが最終、国の特定個人情報保護委員会へ提出に当たって、この評価書に加えて、特定個人情報保護評価計画管理書というのを作成する必要がある、これはまだ作成していないが、当審査会で御承認いただいた後、国の委員会に提出する際には、この計画管理書というのを作成して届け出る、その中に、この全項目評価も入っており、その評価書も含めて、国の委員会に提出することとなる。

それで、14ページが第三者点検ということで、今回、御審議いただいているのは、この流れの中での分である。左側のほうで、個人情報保護審議会または、審査会による点検が原則ということで、これに則り、今回、条例改正をして、審査会で審議いただいているところである。その第三者点検の点検の指針というのが、審査の観点、適合性、妥当性ということで項目がある。これも、国の委員会のほうから指針ということで、網羅されている分があり、その指針に基づいて、この全項目評価書がつけられているということになり、指針のチェック項目が、この全項目評価書で網羅されているということになるので、この全項目評価を審査いただくことによって、漏れないということではないかというふうに思っている。

(会 長) 了解した。

ほか、意見はないか。

それでは、このチェックシートを採用してよいか。

(委 員) 今、説明いただいた評価の概要の14ページでいくと、適合性のほうで適切な実施主体が実施しているか、それから、公表しない部分は適切な範囲かの2項目に当たる部分だが、これがチェックシートの審査の観点の適合性には入っていないように見受けられるが、これは今までの説明で、適切な実施主体が実施しているかという点に関しては、問題はないと思われるが、公表しない部分は適切な範囲かという点に関する説明と、それが、どこであったかというところをチェックシートに入っていないので、この点に関して説明をいただきたい。

(事務局) 適切な実施主体の話については、複数の機関でという場合も想定されるということがあり、ここでは、そういうことが、この事務に関してどちらが評価をするのかをきちっと整理した上で、適切な実施機関が評価書をつくって公表してください、そういう判断が分かれるときがあるので、国のほうのチェックシートは一般的に、

これ（実施主体）が書かれているが、後期高齢者医療広域連合については、都道府県の後期高齢者医療広域連合しか評価実施機関がないので、そこはあえて、そういうところ（実施主体）を設けなかった。

（会 長） 了解。

（事務局） 公表しない部分の話だが、例えば、セキュリティー対策等で、非常に細かいところまで表現をしたようなことがあったとして、それを外部に知られると、結局そこがセキュリティーホールになってしまうということが想定されるような場合は公表しなくてもいいと、国のほうから説明があったが、当広域連合が評価書を兵庫県版に改修した時点でないというふうに判断している。第三者点検の前に行うパブリックコメントの時点から、全ての評価書を公表させていただいているので、公表しない部分というのはないということで、御理解いただければと思う。

（会 長） 了解した。

それでは、この点検表を評価するためのものとして採用してよいか。

それでは、提示されたこのチェックシートを採用する。